

人生の最終段階における適切な意思決定支援に係る指針

はじめに

人生の最終段階における治療の開始・不開始および中止等の医療・ケアのあり方は、従来から医療現場では重要な課題です。医療機関において患者・家族等の意思を尊重した意思決定ができるよう当院の指針を定めます。尚、人生の最終段階とは、一般的に回復の見込みがない状態を指しますが、当院は、その時期を前提とせず、望む医療やケアについて、前もって考え、患者本人や家族等と医療・ケアチームが繰り返し話し合い、共有するように努めます。

1. 基本方針

- やわたメディカルセンター基本方針に沿い「その人らしい人生を過ごすこと」を前提とします。
- 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等のガイドライン（*参考資料）を遵守します。
- 多職種からなる医療・ケアチームで支援します。
- 患者本人（以下、本人）や家族等に対し、十分な説明と話し合いを行います。
- 本人や家族等の意思決定を尊重し、医療・ケアを提供します。

2. 意思決定のありかた

- 本人による意思決定を基本に、家族等と話し合うことができるよう、多職種からなる医療・ケアチームが医療・ケアの方針決定を支援します。
- 本人の意思は変化しうるものであり、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるよう、繰り返し話し合います。
- 障がいや認知症等で意思決定が困難な場合は、本人の状態に応じたガイドラインを参考に、本人の推定意思を尊重し、家族等や多職種からなる医療・ケアチームによる話し合いを経て、本人にとって最善の医療・ケアを目指します。
- 家族等が、本人の意思を推定できない場合や意思決定に至らない場合、所属長と対応を協議の上、「倫理委員会」から助言を得ることができます。

- *注1 医療従事者等は、やわたメディカルセンター「説明と同意に関する規程」に基づき、治療方針について説明し、患者の同意を得なければならない。また、本規程に基づき、診療録等に記録するものとする。
- *注2 倫理委員会「臨床倫理問題検討フローチャート」に沿って助言を得ることができる。

3. 周知・教育・啓発

- ・本人や家族等の意思決定が適切に行われるよう、倫理委員会等が、ガイドライン及び本指針の周知、職員への教育、啓発を図ります。
- ・院内に限らず、複数の医療・ケアチームが関わることから、地域住民並びに他機関への啓発、普及に努めます。

*参考資料

- ・やわたメディカルセンター 基本方針
- ・やわたメディカルセンター 「説明と同意に関する規程」
- ・やわたメディカルセンター 「臨床倫理問題検討フローチャート」
- ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン
平成30年3月改訂 厚生労働省人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会
- ・「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」令和元年5月 厚生労働省「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班
- ・「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」
平成30年6月 厚生労働省
- ・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」
平成29年3月31日 厚生労働省社会援護局
- ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」
令和2年10月30日 厚生労働省 意思決定支援ワーキング・グループ